

# 資 料



# 令和2年11月定例県議会日程

20日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考		
11. 20	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 立皇嗣の礼に伴う賀詞奉呈 議員の辞職許可 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30		
21	土	休 会	( 閉 庁 日 )			
22	日					
23	月				( 閉 庁 日 ) 勤 労 感 謝 の 日	
24	火				( 議 案 調 査 )	一般質問通告締切 12:00
25	水					
26	木	本会議	一 般 質 問			
27	金					
28	土	休 会	( 閉 庁 日 )			
29	日					
30	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00		
12. 1	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)		
2	水			議会運営委員会 9:30		
3	木	休 会	常 任 委 員 会			
4	金				議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)	
5	土					
6	日					
7	月				特 別 委 員 会	議会運営委員会
8	火				( 議 事 整 理 )	
9	水				本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 選挙管理委員及び同補充員の選挙閉会

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和2年11月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第10号）
- 議案第2号 令和2年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 令和2年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 工事請負契約の変更について
- 議案第9号 工事請負契約の変更について
- 議案第10号 財産の取得について
- 議案第11号 財産の処分について
- 議案第12号 損害賠償額の決定について
- 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第29号 当せん金付証票の発売について
- 議案第30号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第31号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第32号 収用委員会予備委員の任命の同意について
- 議案第33号 収用委員会予備委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

## 一般質問時間割

### 11月26日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00~11:00	
2	自由民主党	坂口 博美	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	野崎 幸士	13:00~14:00	
4	公明党	河野 哲也	14:00~15:00	

### 11月27日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	自由民主党	山下 寿	10:00~11:00	
6	県民連合宮崎	満行 潤一	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	武田 浩一	13:00~14:00	
8	自由民主党	安田 厚生	14:00~15:00	

### 11月30日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	公明党	重松幸次郎	10:00~11:00	
10	自由民主党	脇谷のりこ	11:00~12:00	休憩
11	県民の声	井上紀代子	13:00~14:00	

12月1日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
12	県民連合宮崎	渡辺 創	10:00~11:00	
13	自由民主党	内田 理佐	11:00~12:00	休憩
14	日本共産党	前屋敷恵美	13:00~14:00	

12月2日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
15	自由民主党	西村 賢	10:00~11:00	
16	自由民主党	横田 照夫	11:00~12:00	休憩
17	郷中の会	有岡 浩一	13:00~14:00	

### 議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和2年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第3号	令和2年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)		可決			
第4号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例				可決	
第8号	工事請負契約の変更について			可決		
第9号	工事請負契約の変更について			可決		
第10号	財産の取得について					可決
第11号	財産の処分について					可決
第12号	損害賠償額の決定について		可決			
第13号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第14号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第15号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第16号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第17号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第18号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第19号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第20号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第21号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第22号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第23号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第24号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第25号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第26号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第27号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第28号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第29号	当せん金付証票の発売について	可決				

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第2号	「学生に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願	不採択				
第3号	「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願			継続		
第4号	高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願					採択
第5号	臨床研修を継続するための財政支援についての請願		採択			
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続

# 閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和2年11月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第3号 「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

# 議案議決件名一覽表



議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)	12月9日・可 決
〃 第2号	令和2年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	令和2年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)	〃
〃 第4号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第9号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第10号	財産の取得について	〃
〃 第11号	財産の処分について	〃
〃 第12号	損害賠償額の決定について	〃
〃 第13号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第14号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第15号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第16号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第17号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第18号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第19号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第20号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第21号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第22号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第23号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第24号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第25号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第26号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第27号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第28号	公の施設の指定管理者の指定について	〃

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第29号	当せん金付証券の発売について	12月9日・可決
〃 第30号	収用委員会委員の任命の同意について	12月2日・同意
〃 第31号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第32号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
〃 第33号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
議員発議案 第1号	小規模事業者に対する支援及び商工会の拡充・強化に関する意見書	12月9日・可決
〃 第2号	日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書	〃
〃 第3号	不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書	〃

# 議 員 発 議 案 等



## 議員発議案第1号

### 小規模事業者に対する支援及び商工会の拡充・強化に関する意見書

我が国の中小企業のうち8割以上を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用、生活を支える存在として重要な役割を果たしており、その持続的発展によって我が国経済を牽引する役割を担っている。

しかしながら、現下の新型コロナウイルス感染症拡大及びその影響の長期化により、小規模事業者の売上げは急減し、このままでは事業継続が危ぶまれる状況にある。

このような状況において、小規模事業者にあっては、新たな生活様式への対応、危機的状況下での事業継続、事業承継の推進、IT化の推進など、今後の成長及び持続的発展のために取り組むべき課題も山積している。

このような課題の解決を図るためには、小規模事業者自らの努力はもとより、小規模事業者にとって身近な経営相談機関である商工会の適切な助言及び支援が極めて重要となるが、商工会においては必要となる人員が不足しており、施策の迅速かつ円滑な対応に支障が生じている状況にある。

よって、国においては、我が国経済を支えている小規模事業者を支援するため、次の事項が実現されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることから、売上回復や雇用維持をはじめとする小規模事業者に対する支援の拡充・延長を図ること。
- 2 商工会の人員を増員し、小規模事業者支援体制の抜本的強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月9日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿	
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿	
内	閣	総	理	大	菅		義	偉	殿	
財		務	大	臣	麻	生	太	郎	殿	
総		務	大	臣	武	田	良	太	殿	
経	済	産	業	大	梶	山	弘	志	殿	
内	閣	官	房	長	官	加	藤	勝	信	殿

## 議員発議案第2号

### 日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書

全国知事会は、平成30年に政府に対して「米軍基地負担に関する提言」を提出したのに引き続き、本年11月5日にも同提言をとりまとめた。

47都道府県の知事が、住民の生活に直結する重要な問題として、日米地位協定の抜本的見直しや、訓練の制限、基地の縮小・返還の積極的促進を行ったことは、極めて重いものである。

さらに今回は、新型コロナウイルス感染症防止対策について、最善の措置をとることを求め、関係自治体に対する迅速な情報提供を求めている。

奇しくも10月26日から日米共同訓練が新田原基地において実施される際、基地内に建設した宿泊施設を利用せず、米軍人約200人が基地外のホテルに宿泊することとした際、国の情報提供について十分とは言えず、県民の不安を倍増させたところである。

よって、国に対し、国民の生命・財産や領土・領海を守る立場からも、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」を踏まえた以下の事項について取り組まれるよう強く求める。

#### 記

- 1 飛行訓練など、基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること。
- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障などを明記すること。また、米軍人による事件・事故についても実効的な防止策を提示すること。
- 3 米軍が自衛隊基地を利用して行う訓練については、十分な情報提供を迅速に行い、周辺自治体の理解と、住民の不安を払拭した上で実施すること。また、騒音の防止、安全の確保、万一事故が発生した場合、速やかに関係自治体に情報提供するなど、十分な配慮を行うこと。
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月9日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
総務大臣	武田良太殿
外務大臣	茂木敏充殿
防衛大臣	岸信夫殿
内閣官房長官	加藤勝信殿
沖縄基地負担軽減担当大臣	河野太郎殿
(沖縄及び北方対策)	

日本産科婦人科学会のまとめによると、平成30年に不妊治療の一つである体外受精及び顕微授精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精及び顕微授精で生まれたことになる。また、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては平成16年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

#### 記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、保険適用の助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月9日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿
内	閣	総	理	大	菅		義	偉	殿
財		務	大	臣	麻	生	太	郎	殿
厚	生	労	働	大	田	村	憲	久	殿

天皇陛下におかせられましたは

皇嗣文仁親王殿下の立皇嗣の礼をあげさせられ

皇位継承者としての地位を宣明されましたことは

国民ひとしく慶賀にたえないところであります

ここに宮崎県議会は県民を代表して

謹んでお祝いを表します

令和二年十一月二十日

宮崎県議会

皇嗣殿下におかせられましたは

立皇嗣の礼をあげさせられましたことは

国民ひとしく慶賀にたえないところであります

ここに宮崎県議会は県民を代表して

謹んでお祝いを表します

令和二年十一月二十日

宮崎県議会



# 請 願 一 覽 表





新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第4号	受理年月日	令和2年11月27日
請願の件名	<p>高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願</p> <p>(要旨) 高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願</p> <p>(理由) 学校単位で授業の一環として行われる演劇鑑賞教室の全国的な傾向は、鑑賞予算を確保出来る学校と、困難な学校と二極化が進行し、「授業時間確保」の問題も絡み、全体として減少しています。公益社団法人日本劇団協議会（以下劇団協議会）正会員による高校公演数の推移を見ると1980年代後半に年間1,460公演を超えていましたが2018年には3分の1以下の441公演にまで減少しています。</p> <p>都道府県別の演劇実施校の公演数ランキングを見てみると宮崎県は上位10位内（2014～2017年）では2016年に鑑賞校19校（10公演）で7位に入っていますが、この他の年ではランク外になっています。またみやざき文化振興ビジョンでは、「多くの県民が子どもの文化体験の充実を期待する一方で、学校における文化芸術に触れる機会が不足しています」と「成果と課題」の「主な課題」（P11）のなかで指摘されています。</p> <p>学校での演劇鑑賞は終戦の翌年1946年から始まりました。後に青少年期に演劇を鑑賞することは教育の目的である「人格の形成」をより豊かにしていく機会として教育の場でも認識され、他の芸術分野に先んじて全国の学校に広がったという歴史があります。</p> <p>演劇鑑賞教室の困難さは年々益していますが、しかし「総合芸術」と言われる演劇が今の教育に果たしている役割はそれと逆に高まっているということを公演当日の様々な反応や送られてくる感想で実感しています。</p> <p>今回、高校における演劇鑑賞教室に拘る訳は、小学校・中学校は文化庁「文化芸術による子供育成総合事業」によって一定程度その鑑賞と体験が保障され、県内の小中学校・特別支援学校でも本事業による芸術鑑賞・体験を実施されています。ところが高校</p>		

はこの事業の対象外となり、支援の手がほとんどないのが実態なのです。そこで劇団協議会では、全国の都道府県に向けて高校の演劇鑑賞教室への支援を求めていく活動を始めています。

本請願は、みやざき文化芸術ビジョンの理念をより豊かに具体化していく方向でもあるかと思えます。この支援要請は他に「文化芸術基本法」「子どもの権利条約」「1999年ユネスコ第30回総会事務局長アピール」に基づいています。

ついては

- 1、県内の高等学校が演劇鑑賞教室を開催出来るように支援をしていただきたい。
  - 2、各市町村による青少年対象の文化芸術活動充実に向け、一層の支援をしていただきたい。
- 以上、二点要望します。

紹介議員	井本 英雄      日高 陽一
------	------------------

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第5号	受理年月日	令和2年11月30日
請願の件名	<p>臨床研修を継続するための財政支援についての請願</p> <p>(要旨)</p> <p>本県の地域医療を担う医師を養成・確保するためには、臨床研修を安定的に実施することが重要であります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、臨床研修を実施する医療機関においても、その経営状況は厳しく、臨床研修の継続が困難となる恐れがありますので、臨床研修を継続するための財政支援がなされるよう請願します。</p> <p>(理由)</p> <p>新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、医療現場においては、新型コロナウイルス疑い患者や有熱者の対応などに、医療従事者が一丸となって奮闘しています。</p> <p>本県では、臨床研修について、基幹型臨床研修病院7施設と、その協力病院が研修医の受入を担っており、特に、小児科領域の幅広い疾患を多数経験できる外来・入院機能を持った協力病院は数少なく、極めて貴重な存在となっております。</p> <p>研修医の受入は、今後の地域医療を担う医師を育成する上で、大変重要である一方、研修医の受入は、指導医や他のコメディカルがマンツーマンで研修・指導を行うなど、通常業務に加えてかなりの労力を要するものであります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も、臨床研修病院の厳しい経営状況が続くならば、研修医の受入が困難となる可能性があることに御配慮いただき、臨床研修を継続するために必要な財政支援がなされるようお願いいたします。</p>		
紹介議員	<p>横田 照夫      河野 哲也      渡辺 創      前屋敷 恵美</p> <p>有岡 浩一      井上 紀代子</p>		

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第6号	受理年月日	令和2年11月30日
請願の件名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨)          新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①-2&gt;          小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。          (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。</li> <li>・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。</li> </ul> <p>(理由)          はじめに、請願項目①～④について説明します。          宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とするを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とする、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とするを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書を見ると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第2号	受理年月日	令和2年9月11日
請願の件名	<p>「学生に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>(要旨) すべての学生を対象にした学生支援として、学費の一律半額免除を求める意見書を国に提出することを求める請願。</p> <p>(理由) 「アルバイトが一斉解雇された。新しい求人も無い」(22歳、宮崎市)「親からの仕送りも頼めなくて困っている」(18歳、宮崎市)「アルバイトの収入が減りそう」(18歳、都城市)「バイトができなくてギリギリの生活をしている」(22歳、延岡市) — コロナ禍の下での学生の深刻な実態です。 新型コロナウイルス感染症の拡大は、この宮崎県でも学生生活に影響を及ぼしています。とりわけ、アルバイト収入の減少や親の収入減によって、少なくない学生が今後の学生生活を見通せなくなっており、日本の未来を担う全ての学生たちに勉学を諦めさせることのないように、政治の役割が求められています。 県内でも、緊急の就学支援金や授業料免除での支援などの独自の対策をとる大学も生まれており、コロナ禍の下、学生への経済的支援の必要性は明らかです。一方で、こうした大学独自の支援も、大学の予算だけではコロナ禍の下、全ての学生に学びを保障することが困難となっています。こうした努力をさらに広げ、すべての学生を支えるものにしていくためには国の役割が決定的です。 5月につくられた国の「学生支援緊急給付金」制度は、対象が43万人で学生全体の約1割であり、支援額も10～20万円と、金額も対象も狭く、厳しい申請基準のために申請前に「学生が諦めてしまう」事態が起こっています。こうしたことから、学生への直接支援を一部に限定せず、すべての学生を対象にした抜本的な支援に発展させることが求められています。 「オンライン授業」の下で新たな経済的負担が生まれるとともに</p>		

に、利用できない学校施設、授業の課題の多さ、友人と切り離させる孤独感など、多くの学生がこれまでにない不安や不満、強いストレスにさらされています。さらなる感染拡大も危惧される中で、後期も通常通りには学生生活を送ることができないことは明らかであり、国が支援を強めることは、将来への不安を抱える学生に対し、学び続けることを励ますメッセージにもなります。

こうした理由から、貴議会におかれましては、国に対し「学生に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」を提出するようお願いいたします。

紹介議員

前屋敷 恵美 来住 一人

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	令和2年9月11日
請願の件名	<p>「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>(要旨)          青年労働者の雇用を維持し生活を支える対策をいっそう強めるよう求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(理由)          「家にいる時間が増えたため、光熱費の請求額が増えた」(22歳、都城市)「業績悪化による解雇の可能性が高く、就職もすぐに見つかる気がなくて不安」(28歳、宮崎市)「2月から自営業を始めたけれど、収入がなくて諦めた」(33歳、宮崎市)ーコロナ禍の下での青年労働者の深刻な実態です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大は、この宮崎県でも青年労働者の雇用、生活に影響を及ぼしています。不当な派遣切りや雇止め、就業時間が減り収入が減るなど少くない青年労働者が厳しい生活を余儀なくされています。日本の未来を担う全ての青年労働者が仕事や生活そのものを諦めることがないように、政治の役割が求められます。</p> <p>宮崎県としても、「雇用維持・人材育成と事業継続のための支援」を行っています。また、新型コロナウイルス感染拡大により職を失った労働者を雇用するなどの独自の対策を行っている市町村も生まれており、コロナ禍の下、青年労働者への経済的支援の必要性は明らかです。国が雇用調整助成金の上限を引き上げ、労働者が申請することができる制度にし、その特例を延長したことは多くの青年労働者が求めていたことです。こうした努力をさらに広げ、全ての青年労働者を支えるものにしていくためには国の役割が決定的です。</p> <p>「新型コロナウイルス感染拡大の影響で解雇・雇止めされた労働者が見込みを含め5万人を超えた」という厚生労働省の調査結果が示すように、今後さらに感染が広がれば、こうした青年の状況は一層深刻なものになると考えられます。新型コロナウイルス</p>		

	<p>感染症の拡大を理由に仕事を失ったり、生活できない青年労働者を一人でも出してはなりません。</p> <p>こうした理由から、貴議会におかれましては、国に対し「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」を提出するようお願いいたします。</p>
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人

# 議 事 經 過



月 日	曜	区 分	議 事 内 容	
11月20日	金	本 会 議	議長挨拶 開 会 会議録署名議員指名（山下博三議員、坂本康郎議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 立皇嗣の礼に伴う賀詞奉呈の件 議員の辞職許可（高橋 透議員） 議案第1号～第33号上程 知事提案理由説明	
11月21日	土	休 会	(閉庁日)	
11月22日	日			
11月23日	月			(閉庁日) 勤労感謝の日
11月24日	火			(議案調査)
11月25日	水			
11月26日	木	本 会 議	議席の一部変更 一般質問（田口雄二議員、坂口博美議員、野崎幸士議員、 河野哲也議員）	
11月27日	金		一般質問（山下 寿議員、満行潤一議員、武田浩一議員、 安田厚生議員）	
11月28日	土	休 会	(閉庁日)	
11月29日	日			
11月30日	月	本 会 議	一般質問（重松幸次郎議員、脇谷のりこ議員、井上紀代子議員）	
12月1日	火		知事発言 一般質問（渡辺 創議員、内田理佐議員、前屋敷恵美議員）	
12月2日	水		一般質問（西村 賢議員、横田照夫議員、有岡浩一議員） 議案第30号～第33号採決（同意） 議案・請願委員会付託	
12月3日	木	休 会	常任委員会	
12月4日	金			
12月5日	土		(閉庁日)	
12月6日	日			
12月7日	月		特別委員会	
12月8日	火		(議事整理)	

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月9日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第5号に反対）（来住一人議員） 討論（請願第2号不採択、第3号、第6号継続に反対）（前 屋敷恵美議員） 採決（議案第5号）（可決） 採決（議案第1号～第4号、第6号～第29号）（可決） 採決（請願第2号）（不採択） 採決（請願第4号、第5号）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第3号追加上程、採決（可決） 選挙管理委員及び同補充員の選挙 閉 会



署 名

宮 崎 県 議 会 議 長      丸 山 裕 次 郎

宮 崎 県 議 会 副 議 長      徳 重 忠 夫

宮 崎 県 議 会 議 員      山 下 博 三

宮 崎 県 議 会 議 員      坂 本 康 郎